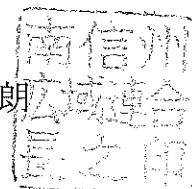


南信州広域連合告示第11号

応急手当に係る見舞金支給基準（平成28年南信州広域連合告示第9号）の一部を次のように改正し、平成30年2月1日以後に行う見舞金の支給から適用する。

平成30年2月1日

南信州広域連合
広域連合長 牧野光朗



7(3)中「又は(1)の提出書類の一部の省略を認めること」を削る。